

【黒潮町省エネ家電設置補助金】に係るQ&A

No.

1	補助を受けられる要件は？	<p>以下を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒潮町内に住民登録のある方（申請時点） ・町内の事業者に発注して省エネ家電を町内の住宅（併用住宅含む）に設置すること。 ・その他の補助金、助成金及びこれらに類する給付金を受けないこと。 ・環境省のうちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること。 ・補助金を受ける省エネ家電の電力は再エネにより賄うこと。 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象でないこと。 ・省エネ家電は新品に限る。買換えの場合は、既存の機器が省エネ家電ではないこと。
2	補助対象の範囲は？	<p>空調機器及び電気式給湯器のうち、経済産業省の定める表示に置いて省エネ基準達成率が100%以上の機器購入及び設置に必要な経費が対象となります。なお、消費税及び廃棄に係る費用は対象とならない点にご留意ください。</p>
3	インターネット購入したものを町内店舗に設置してもらうことでも対象となる？	<p>対象となりません。購入及び設置を町内の事業者に発注する必要があります。</p>
4	住宅ではなく、事業所への設置は対象となる？	<p>対象となりません。住宅のみが対象です。</p>
5	住宅兼店舗に設置する場合、対象となる？	<p>住居部分に設置して利用する場合に限り、対象となります。（令和7年度に改定）</p>
6	補助金の割合や上限はいくら？	<p>補助率は2/3です。上限はありません。 補助金は消費税相当額を差し引いた金額となります。 例：補助対象事業費が30万円（税抜）の場合、補助金は20万円</p>
7	他の補助金と重複して受けられる？	<p>受けられません。</p>
8	中古品は対象となる？	<p>対象となりません。新品のみ対象となります。</p>
9	リースやレンタルは対象となる？	<p>対象となりません。</p>
10	買換えでなく、新規に購入する場合も対象となる？	<p>対象となります。買換えの場合、既存の機器が省エネ家電（省エネ基準達成率100%以上）ではないことが要件となります。</p>
11	既に設置しているものは対象となる？	<p>令和7年5月20日以降に着手（機器購入または工事着工のいずれか早い日）したものが対象となります。これ以前に着手したものは対象となりません。</p>
12	いつまでに申請する？	<p>本年度は令和8年2月28日までに町へ申請できるものが対象です。なお、予算に達した場合は早めに受付を終了することがあります。</p>
13	補助事業はいつまでである？	<p>令和6年度～令和9年度の予定です。</p>
14	購入した省エネ設備はいつまで使用しなければいけない？	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数としています。</p>
15	借家の場合に設置するものは対象となる？	<p>対象となります。住宅に穴を開ける等、必要な場合は所有者に承諾をとってください。</p>
16	新築時に設置するものは対象となる？	<p>No.10と同じ</p>
17	LED、テレビ、冷蔵庫は対象となる？	<p>現状、対象となりません。</p>
18	今後、LED、テレビ、冷蔵庫、その他家電が対象として追加となる？	<p>今後については明確な回答ができません。</p>

19	何回でも申請できる？	回数に定めはありません。但し、可能な範囲でまとめた申請としてください。
20	県で実施していた補助との違いは？	補助対象品目や補助金額に差異があります。 参考（こうち省エネ家電等購入応援キャンペーン） 対象品目 エアコン・冷蔵庫・エコキュート・ガス温水機器・テレビ・LED照明器具 補助金額 5千円～3万円
21	申請した後、補助要件を満たさない場合どのようなになる？	補助金交付できないため、全額自己負担となります。
22	うちエコ診断WEBサービスはどのようにしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
23	要件が複雑で対象となるかよくわからないがどうしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
24	既存機器が古く、省エネ達成基準が確認できないがどうしたらよい？	黒潮町役場環境政策室（TEL0880-43-2119）までご相談ください。
25	「省エネ家電の電力は再エネにより賄うこと」は太陽光発電を設置しないといけない？	太陽光発電以外の方法もあります。（別紙「省エネ家電の電力は再エネにより賄うこと」とは参照）
26	「町内事業者」の定義は？	黒潮町内に住所を有し、営業している事業者を指します。